

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）
【マーチングバンド・バトントワリング部門】
記録写真の撮影・販売に係る説明書

1 趣旨

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）【マーチングバンド・バトントワリング部門】の運営に必要な標記役務を提供する業者を公募により選定する。

2 選定方法について

記録写真の販売を目的とした撮影を希望する業者から企画書の提出を受け、その内容を総合的に評価し、マーチングバンド・バトントワリング部門委員長を代表とする審査委員会で業者を選定する。

なお、企画書は、仕様書を参考に作成すること。企画書はA4判とし、形式は自由とする。

3 応募資格

＜単独事業者の場合＞

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 過去に本業務と同種の業務を実施した経験を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）

＜複数事業者による共同企業体の場合＞

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) すべての構成員が＜単独事業者の場合＞の（2）から（5）の条件を満たすこと。
- (2) 構成員のいずれかが＜単独事業者の場合＞の（1）の条件を満たすこと。

また、第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は代表者を対象として出店許可を行うため、その他の構成員については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

4 物品販売の出店許可申請

審査により決定された業者は、「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）物品販売・役務提供取扱要領」第 4 のアに該当し、同要領に基づき、出店許可申請の手続き等を行うこと。

5 販売品への損失補償等の責任

実行委員会は、出店許可を承認したことに起因する損失補償等については、一切の責任を負わない。

また、商品の製造・販売は、全て業者の責任で行い、それらの行為によってその他の第三者に損害が生じたとしても実行委員会は一切責任を負わない。

6 仕様書及び説明書を交付する場所及び期間

(1) 場 所

第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会公式ホームページ

<https://kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.lg.jp/>

(2) 期 間

令和 7 年 2 月 27 日（木） 9 時から 3 月 14 日（金） 17 時まで

7 質問の期間

仕様書及び説明書等について質問がある者は、令和 7 年 2 月 27 日（木）から 3 月 6 日（木）までの間において、マーチングバンド・バトントワリング部門事務局に対して、書面により行うこと。

質問に対しては、原則として令和 7 年 3 月 11 日（火）までに書面（FAX を含む。）により回答し、その内容については、かがわ総文祭 2025 公式ホームページへの掲載及び第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局での文書提示の方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、マーチングバンド・バトントワリング部門事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

8 企画書等の提出について

(1) 提出期限 令和 7 年 3 月 14 日（金） 17 時必着

(2) 提出場所 第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会マーチングバンド・バトントワリング部門事務局

担当 野村 浩史

〒765-0053 香川県善通寺市生野町 855 番地 1

尽誠学園高等学校内

TEL 0877-62-1515 FAX 0877-62-0586

MAIL marching-baton@kagawa-soubunsai2025.pref.kagawa.jp

(3) 提出書類 企画書 5 部（任意様式）

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）
【マーチングバンド・バトントワリング部門】
記録写真の撮影・販売に係る業務仕様書

1 要旨

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）【マーチングバンド・バトントワリング部門】の記録写真の撮影・販売を目的とした業者について、公募により企画書を受け付け、審査を行い選定する。

2 業務内容

開会式から閉会式の全行事の記録写真及び全参加団体ごとの集合写真の撮影・販売

3 撮影日時・内容・場所

- (1) 撮影日時 ①本大会 令和 7 年 7 月 28 日（月） 9:30～18:30（予定）
なお、会場設営日は、7 月 26 日（土）を予定している。
- (2) 撮影内容 ①本大会（各都道府県代表の演奏発表及び開閉会行事）
②生徒交流会（生徒実行委員企画による参加生徒との交流会）
- (3) 撮影場所 あなぶきアリーナ香川
〒760-0019 香川県高松市サンポート 6 番 11 号
TEL：087-825-1313 Email:info@kagawa-arena.com

4 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 参加団体 1 団体につき 50 枚以上の撮影を行うこと。
- (2) シーンごとに適切な記録となるように撮影すること。
- (3) フォーメーションの全景及びプロップ等が効果的に用いられている情景を撮影すること。
- (4) キャストごとの表情を捉えた撮影を行うこと。
- (5) 参加団体の演奏演技や観客の観劇を妨げないために、フラッシュを使用せず無音で撮影すること。また、演奏演技中は座席を移動しながらの撮影を行わないこと。
- (6) 業務に必要な撮影機器等の搬入・搬出は、マーチングバンド・バトントワリング部門事務局との協議の上、責任をもって行うこと。

5 記録写真の販売について

- (1) 選定業者は、参加団体に対し、撮影した写真を販売することができる。
- (2) 具体的な販売方法については、選定業者とマーチングバンド・バトントワリング部門事務局が協議の上、決定する。

6 記録写真等の提供

大会終了後、マーチングバンド・バトントワリング部門事務局に、撮影した写真を無償で提供すること。提供の方法等については、別途協議するものとする。

7 業務実施条件

- (1) 本業務は、マーチングバンド・バトントワリング部門の本大会における記録を主目的とし、

業務の概要を示すものである。については、本仕様書に明記されていない事項も、目的達成に必要な細部事項については、相互に協議の上、円滑に業務を実施すること。

- (2) 本業務は、マーチングバンド・バトントワリングに関する深い知識と理解が必要とされる。よって過去にマーチングバンド・バトントワリングの大会の撮影の経験を有するものを条件とする。
- (3) 本仕様書に明記のない事項についての費用はマーチングバンド・バトントワリング部門事務局と相談・協議の上決定する。

8 個人情報の保護

個人情報の保護については、香川県条例第 30 号（香川県個人情報保護条例）に準じて取り扱うこととし、受注者は、本業務を履行する上で個人情報を扱う場合は、香川県条例第 30 号（香川県個人情報保護条例）を遵守しなければならない。

9 費用について

本件に発生する費用（使用会場の物品販売手数料を含む）は、販売ブースの設置費用（机、イス等の設置費用）を除き、全て選定業者の負担とし、第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下、実行委員会という。）は一切負担しないものとする。

自然災害、感染症の流行等により大会が中止又は延期となった場合に選定業者に発生した損失について、実行委員会は一切負担しない。

10 企画書の内容について

- (1) 必要物品一覧
- (2) 記録写真の撮影内容について
- (3) 記録写真の画質・サイズ、装丁、デザイン仕様など
- (4) 記録写真の販売予定価格
- (5) 業務実施体制、スケジュール、過去実施実績
- (6) その他

11 その他

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、実行委員会への成果物の引渡し完了したときに、実行委員会へ移転するものとする。本契約に基づく成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は成果物の引渡しをもって実行委員会に譲渡されるものとする。また、著作権については、成果物に係る著作権者の著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 本業務を安全・確実に実施するように努めるものとし、業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。
- (3) 選定業者に対して、協賛の依頼を行うことがある。
- (4) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

12 参考

第 48 回全国高等学校総合文化祭岐阜大会マーチングバンド・バトントワリング部門

参加団体数 44 団体 出演生徒数 1,392 人

※ 香川大会もほぼ同規模の予定